

意見交換（他の市町村に対して/中部保健所に対して）

読谷村、嘉手納町（他の市町村に対して）

Q：歯周疾患検診の受診勧奨/周知啓発について取り組んでいることはありますか？

A①：広報、ハガキ、LINE、集団健診でのパンフレット配布。　＜恩納村＞

A②：ホームページへの掲載。令和7年度は対象の未受診者に対して、封筒でチラシを送付し受診勧奨を1回実施。　＜宜野座村＞

A③：全世帯へ配布している住民健診案内チラシに口腔検診について記載し、周知を行っている。また、がん検診ハガキに20～70歳までの10歳刻み(20、30、40、50、60、70歳)で口腔検診の案内を行っている。　＜金武町＞

A④：未受診者への勧奨ハガキの送付、広報、SMSなど。　＜読谷村＞

A⑤：案内チラシを広報に折り込み、役場窓口にパンフレットを設置、ポスター掲示などで受診勧奨/周知啓発を行っている。　＜嘉手納町＞

A⑥：広報・HP・受診券。　＜北谷町＞

A⑦：広報誌掲載、対象者に受診券配付。　＜北中城村＞

中部保健所（市町村に対して）

Q：歯周疾患検診の周知啓発の一環として、健康づくりに係る住民ボランティア等（食生活改善推進員、母子保健推進員、健康づくり推進員等）へ、協力してもらっていることはありますか？

A：回答市町村なし

読谷村（他の市町村に対して）

Q：歯周疾患検診の事業評価項目はどのようなものを設定していますか？

検診協力歯科医院数、検診対象者全員への通知および未受診者への受診勧奨通知、受診者数および受診率、検診受診後の精密検査受診状況等、の評価項目を記載してください。

A①：受診率。　＜恩納村、北谷町、北中城村＞

A②：受診者数及び受診率、検診受診後の精密検査受診状況確認。　＜金武町＞

A③：受診者数及び受診率。　＜嘉手納町＞

嘉手納町（他の市町村に対して）

Q：厚生労働省の「歯周病マニュアル 2023」に準拠し、沖縄県健康長寿課が作成した「歯周疾患検診等に用いる沖縄県版歯科健康診査票」（A3 サイズ）を現在活用していますか？

A①：R8 年度より A4 裏表で利用している。前年度より歯科医院での記入部分が多くなっているが、現在、困り感等、調査票での困り感はない。　＜宜野座村＞

A②：A4 両面で活用している。　＜読谷村、北中城村、中城村＞

A③：活用している。　＜嘉手納町、北谷町＞

宜野座村（他の市町村に対して）

Q：歯周疾患検診を実施するにあたり、協力歯科医院の確保で困っていることはありますか？協力歯科医院の確保で取組んでいることがあれば記載ください。

A①：困っている。マンパワー不足のため、各個別歯科医院に直接契約するための営業ができていない。　＜宜野座村＞

A②：困っていない。適宜、中部保健所に相談等を行っている。　＜嘉手納町＞

A③：困っている。新規受け入れの依頼をしている。　＜中城村＞

宜野座村（他の市町村に対して）

Q：市町村を対象とした国（厚生労働省）の事業である「生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）パイロット事業」を実施する予定はありますか？

予定がある場合、健康イベントや住民健診等、どのような機会を想定しているか教えてください。

※「生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）パイロット事業」は令和 8 年度からの新規事業。
※体外診断用医薬品を用いた歯科健診及び受診勧奨（健康イベントや医科の住民健診会場で唾液中に含まれる酵素の活性を測定する ADCHECK 等の活用）を行うことで、歯科疾患の予防及び口腔機能の維持向上に関する取り組みの推進を図ることが目的。

※昨年度までに管内 4 市町村（R4：恩納村、R5：沖縄市、R6：うるま市、R7：嘉手納町）が取り組んだ厚生労働省歯科モデル事業と同様、市町村側の持ち出し費用はない見込み。

A①：予定なし。

＜宜野湾市、沖縄市、うるま市、恩納村、金武町、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村＞

A②：イベント（読谷けんこうコンディショニングまつり）での実施を想定し、事業への参加を検討しています。　＜読谷村＞

金武町（他の市町村に対して）

Q：歯周疾患検診を実施している市町村では、地区歯科医師会と1件あたり、税込みではいくらで契約を結んでいますか？

A①：地区歯科医師会との契約ができておらず、病院と個別契約になっている。一人あたり6,050円の委託料。県の補助は、3,720円×件数×2/3。郵送で請求する場合は、請求書送付料として180円/回を追加できるようにしている。　＜宜野座村＞

A②：5,500円　＜読谷村、北中城村、中城村＞

A③：5,852円　＜嘉手納町＞

A④：6,050円　＜恩納村、北谷町＞

うるま市、宜野座村（他の市町村に対して）

Q：妊(産)婦を対象とした歯科事業で実施していることがあれば記載ください。

A①：今年度(R8年度)内で実施する予定の事業あり。　＜沖縄市＞

A②：令和8年度より妊産婦歯科健診を実施。村内、読谷村、嘉手納町にある計9か所の歯科医療機関へ委託。　＜恩納村＞

A③：事業としては実施していないが、妊婦教室や親子手帳発行時に歯科のことについてリーフレットを用いて説明している。　＜宜野座村＞

A④：マタニティ教室で妊婦さんへ歯科衛生士の講話を実施しています。　＜読谷村＞

宜野座村（中部保健所に対して）

Q：歯周疾患検診で市町村が結ぶ歯科医院との契約を、歯科医師会を通して行えるよう調整できませんか？

A：県内には5つの地区歯科医師会（北部、中部、南部、宮古、八重山）があるが、歯周疾患検診を新規で実施する際に、地区歯科医師会を通して検診協力可能な歯科医師会所属の歯科医院を市町村の垣根を越えて管内からとりまとめる体制があるのは、把握している限りでは中部地区歯科医師会のみ。北部地区歯科医師会の管内である宜野座村では令和6年度から歯周疾患検診を新規で実施しているが、歯科医師会に加入している歯科医院へ役場職員が直接契約依頼に伺ったのが現状。歯周疾患検診に係る事業を担当する沖縄県歯科医師会の地域保健委員会へ、中部地区における近年の検診実施市町村数増加の好事例を紹介し、県内他地区歯科医師会でも同様の体制が望まれることを共有済。